

茂原市私道排水施設等整備工事補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、私道に排水施設等の整備を行う者に対し、この要綱及び茂原市補助金等交付規則（昭和 60 年茂原市規則第 34 号）に基づき補助金を交付し、地域住民の良好な生活環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)私道 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に定める道路及び赤道等の公道以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、現に一般交通の用に供されているものをいう。

(2)私道排水施設等整備工事 私道に附属する排水施設、擁壁その他土木構造物（舗装は含まない。）を新たに設置又は改築することをいう。

(補助対象の条件)

第 3 条 補助対象となる工事は、次の各号の条件を備えたものとする。

- (1) 私道の幅員が 4 m 以上あり、両端又は一端が公道に接していること。
- (2) 当該私道に 5 世帯以上の住居が隣接し、かつ、過去 3 年以上居住しており排水等に不便を期していること。
- (3) 受益者全員で組合を設立し、工事完了後の維持管理が適正に行えるようにすること。
- (4) 現地及び公図において、私道と宅地が明確になっていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に整備を必要と認めたもの

(工事の内容)

第 4 条 工事の設計及び施行は、茂原市宅地開発指導要綱（平成 6 年茂原市告示第 69 号）の規定に基づき、行うものとする。

(補助金の交付)

第 5 条 補助金は、申請 1 件につき工事費の 1/2 以内とする。ただし、補助限度額は 3,000,000 円とする。

(補助の申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、茂原市補助金等交付規則に基づき所定の手続を行わなければならない。

(制限)

第 7 条 排水施設等の整備につき、補助金の交付を受けた私道については、その工事の完了から 10 年を経なければ、補助金の交付の対象としない。

(維持管理)

第 8 条 この要綱に基づき整備された私道は、申請者及び関係者で適正な維持管理に努めなければならない。

付則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 排水工事補助金交付基準は廃止する。